

中京区行政推進会議設置要綱

(設 置)

第1条 京都市区行政の総合的な推進に関する規則第8条の規定に基づき、中京区行政推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 推進会議は、これを構成する者が相互に連携し、情報を共有し、並びに横断的な連絡調整及び協議を行うことにより、中京区行政の総合的な推進を図ることを目的とする。

(構 成)

第3条 推進会議は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

(1) 中京区役所

- ア 区長
- イ 副区長（地域力推進室長、福祉部長、保健部長）
- ウ 総務・防災課長
- エ まちづくり推進課長

(2) 中京区の本市事業所

- ア 行財政局市税事務所中京税務センター長
- イ 東部まち美化事務所長
- ウ 西部まち美化事務所長
- エ 元離宮二条城事務所長
- オ 西部土木事務所長
- カ 中京消防署長
- キ 交通局東西線運輸事務所長
- ク 上下水道局北部営業所長
- ケ 上下水道局きた下水道管路管理センター所長
- コ 京都市立小学校長会中京支部長
- サ 京都市立中学校長会中京支部理事
- シ 中央図書館長

(3) 本市以外の関係機関

- ア 京都府中京警察署長
- イ 中京区社会福祉協議会事務局長

(4) その他特に区長が必要と認める者

(議長及び副議長)

第4条 推進会議に議長及び副議長を置く。

2 議長は区長とし、副議長は区役所地域力推進室長をもって充てる。

3 議長は会務を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 推進会議は、議長が招集する。

2 推進会議は、年3回程度開催するものとする。

3 議長は、必要があると認めるときは、第3条各号に掲げる者以外の者を推進会議の会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第6条 推進会議の協議題等の調整や個別課題等の抽出を行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、委員の中から、議長が指名する者をもって構成する。

3 幹事会は、議長が招集し、開催するものとする。

(部 会)

第7条 幹事会で抽出された個別課題等の解決を図るため、課題別、目的別に協議する場として、部会を置くことができる。

2 部会を置く場合は、推進会議で決定する。

3 部会は、議長が指名する者をもって構成する。

4 部会は、議長が招集し、開催するものとする。

(庶 務)

第8条 推進会議の庶務は、区役所地域力推進室において行う。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。